

グローバルヘルス学習会

薬は誰のもの？

- 私たちの健康と世界貿易

ドキュメンタリー映画「薬は誰のものか - エイズ治療薬と大企業の特許権」を観て考えます
原題『fire in the blood』(インド、2013年製作)日本語版制作:(特活) アジア太平洋資料センター (PARC)/2017年



とき:2019年6月8日(土)

午後2時~4時半

ところ:アジア保健研修所(AHI)

(名鉄豊田線「黒笹」下車 徒歩 15分)

●プログラム:

- 1) 映画上映 (約 90分)
- 2) 質疑応答・意見交換 (約 45分)

●コメンテーター <下記の両氏を予定>

西尾彰泰(岐阜大学保健管理センター教員)

樋口倫代((一社)Bridges in Public Health 代表)

●参加費: 700円

★定員 20名 ・要申し込み(6月7日まで)

●共催:一般社団法人 Bridges in Public Health
公益財団法人 アジア保健研修所(AHI)

●申込: アジア保健研修所(AHI)

担当 林 <tel:0561-73-1950>

fax:0561-73-1990 e-mail:info@ahi-japan.jp

薬にも「特許」があります。映画前半は、南アフリカ政府と製薬会社のエイズ薬の特許をめぐる裁判を描いています。(裏面をご覧ください)そして今、東アジア経済協定(RCEP)などの貿易協定において、特許期間をめぐる攻防が行われています。特許は、多くの資金を必要とする薬の開発を可能にする一方で、特許期間が延長されれば、安価なジェネリック薬の普及が阻まれることにもなります。私たちの健康に欠かせない医薬品と世界貿易。「薬のコスト」をどう考えるべきかに立ち戻りながら一緒に考えませんか。

南アフリカ エイズ裁判 ものがたり

一九九七年、南ア政府は、エイズ治療薬の**コピー薬**の国内製造や、製薬会社の代理店を通さず、安い値段で薬を輸入することを認める薬事法を可決した。



これに対し、**北ア**の**侵害タリ**の特許の**多国籍企業三九社**が、特許を脅かすものとして**南ア政府をブレトリア**は当然!
【首都】高裁に訴えた



裁判は一度見送られ、法律が施行されないまま四年がすぎた。その間に、南アだけで**四十万人**の命がエイズによって失われた。



二〇〇一年三月四日
裁判再開

特許の保護!!
39の製薬会社
南ア政府と民間団体
人びとの健康!!

- ・国際特許法の違反だ!
- ・特許料には開発研究費がかかっているんだ!
- ・先進国に安い薬が流れこんだら正規の薬価がくずれる!
- ・問題は薬価ではなく南アの保健システムが悪い!

・年間120~180万円もする**治療薬**を、1日の収入が200円足らずの人々がどうやって手に入れられるんだ!
・薬を本当に必要としているのはエイズに苦しむ住民だ!
・いのちは売り物ではない!

企業は薬価に関するデータをもち用意して下さい!
次回は...
また輸...

休廷の間、民間援助団体が製薬企業に訴訟取下げを求める署名運動を世界中で展開。



二〇〇一年三月十九日
勝利!
南ア政府と民間団体
製薬会社
無条件で取り下げます...

こうして、裁判は幕を閉じた。
九七年以来凍結されていた薬事法が施行されるための、ひとすじの道が開かれた!

今回問題となった国際特許法とは、一体、なんだろうか?

つづく

エイズの治療法